

## 公益財団法人 食生活研究会 2019年度奨学生募集要項

公益財団法人食生活研究会（以下、「財団」という）からの推薦依頼に基づき、以下のとおり、募集します。応募に際しては必ず、「2019年度奨学生（外国人留学生）募集要項（以下、「募集要項」という）」で詳細を確認してください。

応募資格	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 財団が提示する応募資格を全て満たすこと。</li> <li>(2) 在留資格が「留学」であること（あるいは「留学」へ変更申請中であること）。</li> <li>(3) 2019年度において休学（秋学期に復学した者を除く）、原級、在籍原級、留籍をしていないこと、また、応募する奨学金の受給年度において休学、原級、在籍原級、留籍の見込みがないこと。</li> <li>(4) 応募年度に懲戒処分を受けていないこと。また、応募時点で懲戒処分期間中ではないこと。</li> <li>(5) 直近のG P Aが、学部生で2.7以上、大学院生で3.5以上であること（会計専門職研究科学生のみ2.5以上）。</li> </ol>
学内締切（厳守）	<h3 style="color: red;">2018年12月21日（金）</h3> <p>※「募集要項」に記載の応募締切日ではなく、上記の学内締切を厳守してください。</p>
提出場所	<p>国際教育事務室（駿河台、生田、和泉） 中野キャンパス低層棟3階 事務室（4番外国人留学生窓口） ※事務室開室時間外での受付は不可</p>
提出書類	<p>「募集要項」「5.応募方法」に記載の応募書類のうち、「①奨学金申込書（写真不要）」、「④研究計画書または履修予定等」（自由書式）を提出してください。（その他の提出書類は学内選考合格者のみ提出していただきますので、事前に準備をすすめてください。）</p>
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 応募に際しては必ず、「募集要項」で詳細を確認してください。</li> <li>(2) 学内での応募についてはこの学内募集要項の指示にしたがってください。</li> <li>(3) 不明な点がある場合には、国際教育事務室、中野キャンパス低層棟3階事務室へ問い合わせることとし、<b>直接、当該財団に問い合わせないでください。</b></li> <li>(4) 本人以外の応募書類の提出は認めません。</li> <li>(5) 学内応募については、他の奨学金との併願を認めますが、同一の学生を併給が認められない複数の奨学金には推薦しません。</li> <li>(6) 修正液や二重線による修正は一切行わないでください。</li> </ol>
個人情報の取り扱いについて	<p>明治大学は、「学校法人明治大学個人情報保護方針」ならびに本学「個人情報の保護に関する規程」に基づき、日本学生支援機構奨学金、学内奨学金、その他の学外奨学金の申請者及び保護者等関係者の個人情報（学籍異動・成績情報を含む）を奨学金業務を適切に遂行する目的以外には使用しません。また、個人情報提供先については、法令に遵守した形で行い、これらの目的以外に個人情報を利用しないことを約束します。</p>
お問い合わせ	<p>国際教育事務室 奨学金担当（03-3296-4141）</p>

公益財団法人 食生活研究会  
2019年度奨学生（外国人留学生）募集要項

1. 目的

我が国の大学・大学院または研究機関等で「食に関する人文科学及び自然科学等の勉学に取り組む海外からの留学生」、及び「広く日本の食文化に触れて日本の理解者となって母国との架け橋になってくれる留学生」の中から、有為な人材を選定して、彼らの勉学・研究の一助となるよう支援することを目的とする。

2. 応募資格

海外から日本に修学または研究のため来日し、現在、大学・大学院に在籍しており、2019年度も引き続き在籍を予定している留学生であって、上記の目的に適合し、当財団が認定した者。

3. 奨学金支給対象人員

5名程度

4. 奨学金の額と支給の方法

- (1) 支給額 100万円以内/年
- (2) 支給期間 原則として1年間
- (3) 支給方法 原則として10回に分割して支給  
(2019年6月から2020年3月まで毎月1回支給)

5. 応募方法

下記の書類を事務局に提出する。

- ①奨学金申込書（当財団理事長宛）
- ②推薦書（当財団理事長宛、指導教授等作成）
- ③履歴書（写真貼付）
- ④研究計画書または履修予定等
- ⑤在学（在籍）証明書

6. 提出期限

2019年1月25日（金）

7. 決定通知

採否結果は来年3月末までに、本人または所属機関に通知する。

8. 奨学生の義務

奨学生は、学業に励み、健康に留意して奨学生に相応しい態度と行動をとらなければならない。

- (1) 奨学生は、当財団が指示する会合、催事、面談等には止むを得ない場合を除き、出席しなければならない。
- (2) 奨学生は、年度末に報告書・成績証明書等、及び3ヶ月に1回、勉学等の現況について、また、出席した催事（見学会等）のレポートを理事長あてに提出しなければならない。

9. 奨学金の停止

下記の事態が発生した場合には奨学金の支給を停止することがある。

- (1) 奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したとき
- (2) 傷病、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- (3) 学業成績または素行が不良となったとき
- (4) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (5) 在学中処分を受け学籍を失ったとき
- (6) 2ヶ月以上音信がないとき
- (7) 当財団が奨学金を支給することが不適当と判断したとき

10. 提出及び問合せ先

〒113-0031 東京都文京区根津 1-4-6 SBビル5階  
公益財団法人食生活研究会 事務局長 青木 啓祐  
TEL：03-5834-7851 FAX：03-5834-7852  
E-mail：aoki.keisuke@nisshin.com

以上